



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

第52回(平成26年度)青色申告会 北部九州ブロック大会にぜひご参加ください

一般社団法人全国青色申告会総連合と北部九州青色申告会連合会の共催により、青色申告会ブロック大会を開催します。

福岡・佐賀・長崎の各県内から、青色申告会会員が集う年に一度の最大イベントです。今年も、佐賀市(ホテルニューオータニ佐賀)で開催することになりました。大会の内容や雰囲気を味わってもらい、仲間との交流ができる良い機会でもあります。ご多用とは存じますが、多数の会員皆さま方が、ご参加下さいますようお願い申し上げます。

開催要領

1. 主催／一般社団法人全国青色申告会総連合 北部九州青色申告会連合会
2. 日時／平成26年10月20日(月) 14:30～19:30
3. 会場／ホテルニューオータニ佐賀 (佐賀市与賀町1-2)
4. 内容／・講演 「中央情勢報告」(一社)全青色 特別顧問 山本 幸治 先生
・特別講演 「税務行政の現状について」(仮題)
福岡国税局 局長 中尾 睦 先生
5. 参加費／大会費 7,000円
懇親会費 7,000円 (懇親会参加者のみ)
宿泊費 8,000円 (宿泊希望者のみ・朝食付ツイン)
9,500円 (宿泊希望者のみ・朝食付シングル)
※大会及び懇親会の両方に参加される会員さまには所属会より4,000円を補助致します。



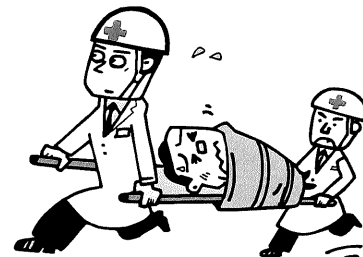
全青色共済(傷害特約付)のご加入にぜひご協力下さい！ ～ 自然災害にも対応 ～

『全青色共済』は、「会員相互の助け合い」を目的とした共済制度です。全青色共済も保険の一つに違いありませんが、天災に関しては保険金給付の対象外とする保険や共済が多いなか、自然災害においてもお困りの会員の皆さま方にお見舞い金をお届けしております。相互扶助には数の力も必要です。ぜひ、加入にご協力下さいますよう、よろしくお願い致します。

- ★ 近年に多い自然災害にも対応！
 - ★ 業務上だけでなく、日常生活・レジャー・自転車等でのケガも補償！
 - ★ ご家族やお子さま、従業員の皆さまにもご加入いただけます！
 - ★ 共済掛金は租税公課、傷害掛金は福利厚生費(ただし従業員のみ)として経費に算入できます！(一般的な保険は経費にはならず、生命保険料控除となるだけです)
 - ★ 面倒な保険金の請求は事務局へのご連絡と簡単お手続きでOK！
- 募集期間／平成26年11月14日(金)まで
保償(補償)開始／平成26年12月1日

■加入資格

- 平成26年12月1日現在の年齢が、満14才6カ月超60才6カ月以下の方(昭和29年6月2日～平成12年6月1日生まれの方)
- ◆1人月額2,250円(全青色共済1,000円+傷害特約1,250円)と大変低廉な会費で、入院・通院・傷害・死亡・火災などの総合保障(補償)が受けられます。
- ◆1人月額1,000円(全青色共済1,000円)のみの加入もできます(ただし傷害特約付より補償が小さくなります)。



個人事業税ってどういう税金？

毎年8月末日(平成26年は9月1日)は、個人事業税の1回目の納税日です。この時期になりますと、会員の皆様より「事業税って何?」「納税額×××円ってどういう計算?」など、お問い合わせが多くなります。そこで簡単に、個人事業税についてまとめてみました。

(1) 課税の趣旨

個人事業税は、道路・港湾など都道府県の施設を利用して収益活動を行っている事業者に対し、これらの施設の必要経費を分担してもらおうという都道府県税です。

(2) 納税義務者

次の第1種～第3種の事業を行う個人が納税義務者になります。ただし、事業ごとに標準税率が違います。

種別	具体的な業種	税率
第1種事業 〈37業種〉	商工業等(いわゆる営業に属するもので物品販売業・不動産貸付業・不動産売買業・製造業・運送業・請負業・印刷業・出版業・写真業・旅館業・飲食店業など)	5%
第2種事業 〈3業種〉	畜産業(農業に付随して行うものを除く)・薪炭製造業・水産業	4%
第3種事業 〈30業種〉	医業・歯科医業・薬剤師業・弁護士業・司法書士業・税理士業・公認会計士業・社会保険労務士業・コンサルタント業・理容業・美容業・クリーニング業	5%
	あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復・その他の医業に類する事業(一定の視力障害のあるものが行うものを除く)・装蹄師業	3%

※医業等を営む方について、医業・歯科医業・薬剤師業、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復業を営む方の社会保険診療報酬にかかる所得は、個人事業税では非課税所得とされています。

(3) 税額の計算

$$(前年の所得金額 - 損失の繰越控除等の額 - 事業主控除額290万円) \times 標準税率 = 税額$$

- 所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。ただし、個人事業税では所得税における「青色申告特別控除」の適用はありません。
- 事業主控除額290万円は営業期間が1年未満の場合には月割計算となります。



(4) 申告と納税

所得税の確定申告や個人住民税の申告をした場合には、個人事業税の申告をしたこととなり、あらためて申告をする必要はありません。都道府県から送付される納税通知書によって、8月、11月の2回に分けて納税します(ただし年額が1万円以下の場合、8月に全額を納めます)。

(5) まとめ

個人事業税の納税義務者となるのは、全70業種に該当した場合だけです。これは、法律に対象業種が限定列举で定められているためです。そのため、対象の業種に該当するか否かの確認調査書が届く場合があります。農業や林業のように、対象業種になっていないものもありますから、調査の回答には慎重になりますが、とはいえ70業種ですから、大半の事業者は対象になると思った方が良いでしょう。

ちなみに個人事業税を納税した場合には、租税公課として経費に計上することができます。

「第6回会員の集い」のお知らせ

会員皆さまの交流会「会員の集い」を開催の予定です。詳細は10月号にてお知らせ致します。多くの皆さまにご出席いただきたいと思います。お忙しいことと思いますが、日程調整のうえぜひご参加下さい。

- 日時：平成26年11月14日(金) 15:30～
- 場所：【会員の集い】JR博多シティ10F会議室3(予定)
【懇親会】同上9F プラッスリーポール・ボキューズ博多(予定)



税務相談目のお知らせ

(税理士による無料相談)

ご相談の際は、**ご予約**をお願い致します。

9月2日(火)・9月16日(火)・10月7日(火)

- ※各日 10時～12時 / 13時～16時
- ※所得税・消費税・相続税・贈与税 等々
- ※上記は都合により変更する場合がございます。

今月の行事予定日	行事予定日	行事内容
	9月1日(月)～5日(金)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等はできない場合がございます。来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。
9月9日(火)～12日(金)		
9月16日(火)～18日(木)		
9月25日(木)		
9月1日(月)	【該当者のみ】消費税中間申告 申告・納付期限	
9月26日(金)	会計ソフトブルーリターンA 初級無料講習会	
9月29日(月)	【該当者のみ】消費税中間申告 振替納税利用者の振替日	
10月20日(月)～21日(火)	北部九州ブロック大会(佐賀市) ※詳細は表面又は別紙	

祇園支部NEWS

メール：info@aioiro-f.com
H P：http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号：070-5416-5221

編集後記

8月8日に「納涼 暑気払いビアホール」を開催いたしました。参加していただいたみなさま、楽しかったですね。ありがとうございました。また、10月には「北部九州ブロック大会」を佐賀市で開催します。続く11月には「会員の集い」を昨年に引き続きJR博多シティで、懇親会もくうてんのプラッスリーポール・ボキューズを貸し切って行う予定です。より多くのみなさまのご参加をお待ちしております。